

伊吹・比良山地モシカ保護地域  
特別調査報告書  
(平成 28・29 年度)

2018 年（平成 30 年）3 月  
京都府教育委員会  
福井県教育委員会  
岐阜県教育委員会  
滋賀県教育委員会

## 序

伊吹・比良山地カモシカ保護地域は、特別天然記念物カモシカの地域個体群単位での保護と適切な管理を図るために、昭和61年3月に文化庁、環境庁（現環境省）、林野庁の三庁合意に基づいて設定されました。この保護地域は、京都府、福井県、岐阜県、滋賀県の4府県にまたがる両白山地から丹波高地へと東西に細長く拡がる地域であり、78,388haに及ぶ面積があります。

このカモシカ保護地域における特別調査は、地域個体群としての安定的な保護及び管理のために、その分布、生息密度、個体群の動向などの生息状況と、生息地域の植生、農林業土地利用形態などの生息環境を総合的に把握しようとするものです。

伊吹・比良山地カモシカ保護地域では、これまでに4回（第1回：昭和61・62年度、第2回：平成4・5年度、第3回：平成12・13年度、第4回：平成20・21年度）の特別調査を4府県教育委員会が合同で実施してきました。第5回にあたる今回の特別調査は、文化庁の補助金を得て、関係4府県の専門家によって構成された「伊吹・比良山地カモシカ保護地域特別調査指導委員会」の指導のもと、2カ年（平成28年度～平成29年度）にわたり実施いたしました。

本書は、この第5回の特別調査の成果を中心に、平成22年度から27年度まで実施された通常調査の結果、及びこれまでの調査結果の経緯を踏まえた検討をまとめたものであり、今後のカモシカ保護と管理の対策を講じるための科学的な基礎資料として位置づけられるものです。

なお、今回の特別調査の実施にあたり、現地調査の便宜や情報提供にご協力をいただきました各市町村教育委員会並びに森林組合や猟友会をはじめとする関係諸機関、地域住民の皆さんに対し、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

京都府教育委員会  
福井県教育委員会  
岐阜県教育委員会  
滋賀県教育委員会

## 目 次

はじめに.....	1
第Ⅰ章 特別調査の目的と概要.....	2
第1節 特別調査の目的.....	2
第2節 調査項目と調査内容.....	3
第3節 調査対象地域の設定.....	5
1. アンケート調査地域.....	5
2. 調査地域.....	5
第Ⅱ章 伊吹・比良山地カモシカ保護地域の環境とカモシカ生息状況.....	8
第1節 カモシカ保護地域の環境.....	8
1. 調査資料と調査方法.....	8
2. 伊吹・比良山地カモシカ保護地域の特徴.....	10
3. 植生.....	16
4. 林業的土地区分.....	22
5. 法的土地利用規制.....	29
第2節 カモシカの生息状況.....	32
1. 調査方法.....	32
2. 分布調査（アンケート調査）の結果.....	36
3. 生息密度調査（区画法、糞塊法）の結果.....	58
第3節 生息環境調査（下層植生調査）.....	66
1. 概要.....	66
2. 調査方法.....	66
3. 結果.....	68
第4節 カモシカの林業被害発生状況.....	100
1. 調査方法.....	100
2. 林業被害の発生状況.....	100
第5節 カモシカ死亡個体の分析.....	102
1. 減失届の整理と分析.....	102
第Ⅲ章 カモシカ通常調査の整理.....	107
第1節 結果の概要.....	107
第2節 調査方法.....	107
第3節 調査の実施状況.....	108
第4節 生息密度.....	111
第5節 食害.....	116

第Ⅳ章 カモシカとシカの分布変遷に関する分析	119
第1節 人の土地利用とカモシカとシカの分布対応関係	119
第2節 カモシカとシカと人の土地利用との関係	121
第3節 地形・気象条件との対応関係	123
1. カモシカとシカの環境選好性	123
2. カモシカとシカの生息標高の変化	123
第4節 分布メッシュ数の変遷	128
第5節 連続するメッシュの変遷	128
1. カモシカの分布変遷	129
2. シカの分布変遷	136
第Ⅴ章 まとめ	140
第1節 調査結果のまとめ	140
1. 調査地域の環境	141
2. カモシカとシカの生息状況と生息環境	141
3. 生息環境調査による下層植生の状況	142
4. 食害の発生状況	143
5. カモシカの死亡個体の分析	144
6. 通常調査の整理	144
第2節 今後の課題	145
1. カモシカの分布と密度	145
2. 調査方法について	146
3. シカの影響と保護管理のあり方	147
引用文献	149
資料編	152

## はじめに —カモシカ保護の歴史と本保護地域—

ニホンカモシカ (*Capricornis crispus crispus* TEMMINCK; 以下カモシカと称す) はウシ科ヤギ亜科の動物であり、北海道と中国地方を除いた本州、四国、九州の山地丘陵地帯に生息する日本の固有種である。

カモシカは、古来より狩猟対象となっていたが、個体数の減少が懸念されるようになり、1925年に狩猟獣から除外、1934年には学術的貴重性から天然記念物に指定された。しかしながら毛皮と肉を目的とした密猟と、第二次世界大戦前後の社会的な混乱などが影響し、昭和20年代には地域的絶滅が危ぶまれた。これを受け1955年に特別天然記念物に昇格指定され、密猟の取り締まりが強化された。これらの保護政策からいくつかの地域ではカモシカの個体群が増加し、分布域が拡大した (Tokida and Ikeda, 1992)。

1955年前後から1970年代はじめにかけて展開された拡大造林政策は、食害の対象となる幼齢造林地を大量に生み出し、カモシカの分布と幼齢造林地が大幅に重複するようになった。このため、1970年前後から本州中部では幼齢木に対する食害が発生。食害は年を追つて増加し、カモシカ被害として社会問題化した。このような状況を踏まえて、カモシカの管理に関する文化庁、環境庁(当時)、林野庁の3庁は、1979年8月にカモシカの取り扱いの基本政策の転換に合意(3庁合意)した。その骨子は、①保護地域を設定し、生息環境の保全を含めてカモシカ個体群の安定的存続を図る、②保渡地域内ではカモシカの保護および被害防止策を徹底する、③保護地域外では食害の防止に努めると共に、必要に応じて個体数の調整を含む適切な管理を行う、の3点であり、特別天然記念物に指定されている状況(種指定)から、地域指定への変更を目指したものである。この合意に基づき全国で15箇所のカモシカ保護地域設定が計画され、2018年3月現在、四国と九州を除く13箇所の設定が完了している(資料1)。

伊吹・比良山地カモシカ保護地域は1986年に設定され、府県境の国有林、民有林などから構成された細長い保護地域で、狭窄部があり、国道によって東部と西部に分けられる。本保護地域は、標高1000m未満の地域が多くを占め、人為の影響を受け易い低密度地域とされており、近年のカモシカの減少を受けて、きめ細やかな対応とモニタリングが重要とされている(文化庁, 2013)。第1回の特別調査が1986年度に実施され、第5回となる今回は、本保護地域特別調査指導委員会(以下、指導委員会)の指導の下、一般財団法人自然環境研究センターが2016年度に、株式会社地域環境計画が2017年度に調査を実施した。

調査の実施にあたり、指導委員会の委員の皆様、関係府県並びに市町の教育委員会、本保護地域がかかる地域を担当する林野庁の近畿中国森林管理局、及び岐阜森林管理署、福井森林管理署、滋賀森林管理署、徳山ダム管理所、森林組合、獣友会支部、鳥獣保護員、自然保护監視員、カモシカ通常調査員などの方々から資料提供や現地調査などに際しご協力頂いた。最後にあらためて本調査にご協力頂いたすべての方々に厚く御礼申し上げる。